

2024年 1月 19日

ネットランでんきご契約者各位

電気・ガス価格激変緩和対策事業における値引き期間延長のお知らせ

拝啓 寒中の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、政府が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」といいます。）に参加し、電気料金の値引きを実施しております。本事業に基づく料金の値引き期間の終期につきまして、当初は2023年12月使用（2024年1月検針）分までとされておりましたが、今般、政府により当該値引き期間を2024年5月使用（2024年6月検針）分までの延長が決定されたことをごお知らせ申し上げます。

また、合わせて本事業による値引きの内容を、改めて以下のとおりお知らせ申し上げます。

今後ともネットランでんきのご利用の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 適用範囲

この値引き条件に関しては、電気供給約款にもとづき、低圧または高圧で電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

2. 適用期間

2023年1月使用（2023年2月検針）から2024年5月使用（2024年6月検針）分に適用いたします。

3. 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、電気料金種別定義書に定める電力量料金は、

4（価格激変緩和値引額）に定める価格激変緩和値引額を差し引いたものとします。

4. 価格激変緩和値引額

価格激変緩和値引額は、その1月の電力使用量に次に定める割引単価を適用して算定いたします。

・2023年1月使用（2023年2月検針）～2023年8月使用（2023年9月検針）分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭

・2023年9月使用（2023年10月検針）～2024年4月使用（2024年5月検針）分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭

・2024年5月使用（2024年6月検針）分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1円80銭
	高圧で供給を受ける場合	0円90銭

以上